

ASIAGAP 総合規則2017 改定第1版(パブリックコメント) 主な改定点

一般財団法人日本GAP協会

(注：改定箇所を赤字で示す。)

No.	改定案	現行 (2017)	改定の趣旨
1	<p>ASIAGAPの理念 (略)</p> <p>ASIAGAPとは日本の生産環境およびGFSIベンチマーキング要求事項を念頭に置いた農業生産工程管理の手法であり、農業生産者と農産物の買手側の両者が協力して開発すべきものです。農業生産者が継続的に実行可能であり、かつ消費者・食品事業者の信頼に足る農業生産工程管理を構築する必要があります。</p> <p>(略)</p>	<p>ASIAGAPの理念 (略)</p> <p>ASIAGAPとは日本の生産環境およびGFSIベンチマーキング要求事項を念頭に置いた農業生産工程管理の手法であり、農業生産者と農産物の買手側の両者が協力して開発すべきものです。農業生産者が継続的に実行可能であり、かつ消費者・食品事業者が安心できる農業生産工程管理を構築する必要があります。</p> <p>(略)</p>	<p>「安心できる」という言葉は、情緒的な言葉であり、農業生産工程管理に基づき客観的な根拠を確認、記録するASIAGAPの趣旨を考慮し「信頼に足る」とした。</p>
2	<p>3. 用語の定義と説明 (5) ASIAGAP基準文書</p> <p>ASIAGAPに関する文書のうち、ASIAGAPの審査・認証の基準となる次の各号の文書をさす。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ASIAGAP総合規則 ・ ASIAGAP農場用 管理点と適合基準 ・ ASIAGAP団体事務局用 管理点と適合基準 ・ ASIAGAP基準文書に関する通知 	<p>3. 用語の定義と説明 (5) ASIAGAP基準文書</p> <p>ASIAGAPに関する文書のうち、ASIAGAPの審査・認証の基準となる次の各号の文書をさす。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ASIAGAP総合規則 ・ ASIAGAP農場用 管理点と適合基準 ・ ASIAGAP団体事務局用 管理点と適合基準 ・ ガイドライン 	<p>英訳した際、英語のGuide Lineの持つ意味と日本語で意図している文書の意味合いが異なったため、本来意図する文書を示す表現とした。</p>

No.	改定案	現行 (2017)	改定の趣旨
3	<p>3. 用語の定義と説明</p> <p>(28) 内部監査 (個別認証)</p> <p>「ASIAGAP 農場用 管理点と適合基準」に基づき、農場が、自らの農場管理手順の運用状況を点検・確認すること。ASIAGAPでは年1回以上実施することが求められている。</p> <p>(29) 内部監査 (団体認証)</p> <p>「ASIAGAP 農場用 管理点と適合基準」及び「ASIAGAP 団体事務局用 管理点と適合基準」を満たすように定めた「団体・農場管理マニュアル」に基づき、団体の統治管理の一環として、団体事務局及び団体に所属する農場の運用状況を内部監査員及び内部監査補佐役が点検・確認し、その結果を団体事務局の責任者及び団体の代表者に報告すること。ASIAGAPでは年1回以上実施することが求められている。</p>	<p>3. 用語の定義と説明</p> <p>(28) 自己点検</p> <p>「ASIAGAP 農場用 管理点と適合基準」に基づく自らの農場管理手順の運用状況を農場が点検・確認すること。ASIAGAPでは年1回以上実施することが求められている。</p> <p>(29) 内部監査</p> <p>「ASIAGAP 農場用 管理点と適合基準」及び「ASIAGAP 団体事務局用 管理点と適合基準」を満たすように定めた「団体・農場管理マニュアル」に基づき、団体の統治管理の一環として、団体事務局及び団体に所属する農場の運用状況を内部監査員及び内部監査補佐役が点検・確認し、その結果を団体事務局の責任者及び団体の代表者に報告すること。ASIAGAPでは年1回以上実施することが求められている。</p>	<p>GFSI承認審査の過程で、「農場でも「内部監査」必要であるが、「自己点検」はそれにあたるのか。」という指摘があり、検討の結果、「自己点検」は農場の「内部監査」に該当することから、表現を改めることとした。</p> <p>ただし、団体認証では内部監査員 (12.1参照) が内部監査を実施する点など、団体認証と個別認証とは仕組みが異なるため、カッコ書きで「個別認証用」と「団体認証用」と区別することとした。</p> <p>定義の内容に変更はない。</p>
4	<p>3. 用語の定義と説明</p> <p>(32) 判定</p> <p>ISO/IEC 17065の7.6が定める「認証の決定」をいう。「認証の決定」は、ISO/IEC 17065の7.5に基づいてテクニカルレビューアーが評価結果をレビュー (ASIAGAP では「審査結果のレビュー」という) した上で、審査・認証機関が、ASIAGAP認証の授与・継続・更新・一時停止・取り消しを最終的に決定することである。</p>	<p>3. 用語の定義と説明</p> <p>(32) 判定</p> <p>ISO/IEC 17065の「7.6認証の決定」をいう。「7.6認証の決定」は、ISO/IEC 17065の「7.5評価結果のレビュー」 (ASIAGAP では「審査結果のレビュー」という) に基づき、審査・認証機関としてASIAGAP認証の授与・継続・更新・一時停止・取り消しを最終的に決定することである。</p>	<p>認証を決定する過程の中で、テクニカルレビューアーの位置づけをしていなかったため、明記した。</p>

No.	改定案	現行 (2017)	改定の趣旨																																																																	
5	<p>5. ASIAGAPに関する文書の開発と文書管理</p> <p>5.1 ASIAGAPに関する文書</p> <p>(4) ASIAGAP基準文書に関する通知</p> <p>上記(1)～(3)のASIAGAP基準文書を補足する文書。ASIAGAP基準文書に関する通知には(1)～(3)のASIAGAP基準文書のどの番号(管理点等)を補足するのか明確する。ASIAGAP基準文書に関する通知は、日本GAP協会のウェブサイトにおける「ASIAGAP基準文書に関する通知一覧表」で明確にする。</p>	<p>5. ASIAGAPに関する文書の開発と文書管理</p> <p>5.1 ASIAGAPに関する文書</p> <p>(4) 「ガイドライン」</p> <p>上記(1)～(3)を補足するASIAGAP基準文書。内容が詳細なために別文書として発行されたものや、次の正式な改定までの暫定文書として存在する文書がある。ガイドラインには(1)～(3)のASIAGAP基準文書のどの番号(管理点等)を補足するのか明確する。ガイドラインは、日本GAP協会のウェブサイトにおける「ガイドライン一覧表」で明確にする。</p>	<p>3. 用語の定義と説明</p> <p>(5) ASIAGAP基準文書の改定にともない変更した。</p>																																																																	
6	<p>5. ASIAGAPに関する文書の開発と文書管理</p> <p>(6) 規程、細則、規約</p> <p>ASIAGAPに関する詳細なルール。</p>	<p>5. ASIAGAPに関する文書の開発と文書管理</p> <p>(6) 「細則」、「規約」</p> <p>「ASIAGAP 総合規則」を補足するASIAGAPに関する詳細なルール。</p>	<p>既存の「規程」の位置付けが定められていなかったため、追記した。</p>																																																																	
7	<p>5.2 理事会承認により発効するASIAGAPに関する文書</p> <table border="1" data-bbox="123 734 981 917"> <thead> <tr> <th>文書</th> <th>審議・起案</th> <th>承認</th> <th>版の識別</th> <th>定期改定頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ASIAGAP□総合規則</td> <td>技術委員会</td> <td>理事会</td> <td>版数</td> <td>1年に1回</td> </tr> <tr> <td>ASIAGAP 農場用 管理点と適合基準</td> <td>技術委員会</td> <td>理事会</td> <td>版数</td> <td>4年に1回</td> </tr> <tr> <td>ASIAGAP 団体事務局用 管理点と適合基準</td> <td>技術委員会</td> <td>理事会</td> <td>版数</td> <td>4年に1回</td> </tr> <tr> <td>ASIAGAP 基準文書に関する通知</td> <td>技術委員会</td> <td>理事会</td> <td>発行年月日</td> <td>必要に応じ</td> </tr> </tbody> </table> <p>上表のASIAGAPに関する文書は、定期改定頻度に係わらず、年1回の正式な内部レビューの対象となっており、必要に応じて(GFSIベンチマーキング要求事項の改定または重大な変更を含む)改定される。この臨時的文書改定は、事務局長が要請し、技術委員長が同意した場合に着手することが可能である。</p>	文書	審議・起案	承認	版の識別	定期改定頻度	ASIAGAP□総合規則	技術委員会	理事会	版数	1年に1回	ASIAGAP 農場用 管理点と適合基準	技術委員会	理事会	版数	4年に1回	ASIAGAP 団体事務局用 管理点と適合基準	技術委員会	理事会	版数	4年に1回	ASIAGAP 基準文書に関する通知	技術委員会	理事会	発行年月日	必要に応じ	<p>5.2 ASIAGAPに関する文書の開発に係る責任と権限及び文書管理方法</p> <table border="1" data-bbox="1003 734 1765 1029"> <thead> <tr> <th>文書</th> <th>審議・起案</th> <th>承認</th> <th>版の識別</th> <th>定期見直し頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ASIAGAP□総合規則</td> <td>技術委員会</td> <td>理事会</td> <td>版数</td> <td>1年に1回</td> </tr> <tr> <td>ASIAGAP 農場用 管理点と適合基準</td> <td>技術委員会</td> <td>理事会</td> <td>版数</td> <td>4年に1回</td> </tr> <tr> <td>ASIAGAP 団体事務局用 管理点と適合基準</td> <td>技術委員会</td> <td>理事会</td> <td>版数</td> <td>4年に1回</td> </tr> <tr> <td>ガイドライン</td> <td>技術委員会</td> <td>理事会</td> <td>発行年月日</td> <td>必要に応じ</td> </tr> <tr> <td>技術レター</td> <td>技術委員会</td> <td>技術委員長</td> <td>発行年月日</td> <td>必要に応じ</td> </tr> <tr> <td>細則・規約 (ASIAGAP に関係ある文書のみ)</td> <td>事務局長</td> <td>技術委員長</td> <td>発行年月日</td> <td>必要に応じ</td> </tr> <tr> <td>ASIAGAP 標準品目名リスト</td> <td>事務局長</td> <td>技術委員長</td> <td>発行年月日</td> <td>必要に応じ</td> </tr> </tbody> </table> <p>ASIAGAPに関する文書は定期見直し頻度に係わらず年1回の正式な内部レビューの対象となっており、必要に応じて(GFSIベンチマーキング要求事項の改定または重大な変更を含む)改定される。臨時的文書の見直しは、事務局長が要請し技術委員長が認めた場合に実施することが可能である。</p>	文書	審議・起案	承認	版の識別	定期見直し頻度	ASIAGAP□総合規則	技術委員会	理事会	版数	1年に1回	ASIAGAP 農場用 管理点と適合基準	技術委員会	理事会	版数	4年に1回	ASIAGAP 団体事務局用 管理点と適合基準	技術委員会	理事会	版数	4年に1回	ガイドライン	技術委員会	理事会	発行年月日	必要に応じ	技術レター	技術委員会	技術委員長	発行年月日	必要に応じ	細則・規約 (ASIAGAP に関係ある文書のみ)	事務局長	技術委員長	発行年月日	必要に応じ	ASIAGAP 標準品目名リスト	事務局長	技術委員長	発行年月日	必要に応じ	<p>理事会承認が必要な文書のみを示すこととし、表を整理した。</p> <p>定期見直し頻度を定期改定頻度とし、年1回実施する正式な内部レビューの位置づけと異なることを明確にした。</p> <p>内部レビューの結果、臨時の文書改定を実施する場合の手順について、書きぶりを改めた。</p> <p>GFSIベンチマーク要求事項(BRV7.1 PartII 1.1.11該当項目)</p>
文書	審議・起案	承認	版の識別	定期改定頻度																																																																
ASIAGAP□総合規則	技術委員会	理事会	版数	1年に1回																																																																
ASIAGAP 農場用 管理点と適合基準	技術委員会	理事会	版数	4年に1回																																																																
ASIAGAP 団体事務局用 管理点と適合基準	技術委員会	理事会	版数	4年に1回																																																																
ASIAGAP 基準文書に関する通知	技術委員会	理事会	発行年月日	必要に応じ																																																																
文書	審議・起案	承認	版の識別	定期見直し頻度																																																																
ASIAGAP□総合規則	技術委員会	理事会	版数	1年に1回																																																																
ASIAGAP 農場用 管理点と適合基準	技術委員会	理事会	版数	4年に1回																																																																
ASIAGAP 団体事務局用 管理点と適合基準	技術委員会	理事会	版数	4年に1回																																																																
ガイドライン	技術委員会	理事会	発行年月日	必要に応じ																																																																
技術レター	技術委員会	技術委員長	発行年月日	必要に応じ																																																																
細則・規約 (ASIAGAP に関係ある文書のみ)	事務局長	技術委員長	発行年月日	必要に応じ																																																																
ASIAGAP 標準品目名リスト	事務局長	技術委員長	発行年月日	必要に応じ																																																																

No.	改定案	現行 (2017)	改定の趣旨
8	<p>5.3 ASIAGAP基準文書の発効及び改定された場合の旧版の取扱い</p> <p>(2) 「ASIAGAP総合規則」、規程、細則及び規約は、新たな版が発効された時点で、旧版が失効する。(略)</p>	<p>5.3 ASIAGAP基準文書の発効及び改定された場合の旧版の取扱い</p> <p>(2) 「ASIAGAP総合規則」、「細則」及び「規約」は、新たな版が発効された時点で、旧版の効力は失効する。(略)</p>	<p>5.(6)の変更に伴い修正した。</p>
9	<p>7. ASIAGAP 審査・認証の基本</p> <p>7.1 ASIAGAP の審査・認証</p> <p>(1) 審査・認証の種類</p> <p>ASIAGAPには下記の審査・認証がある。</p> <p>a) 個別審査・認証：「ASIAGAP 農場用 管理点と適合基準」 (最新版)との適合性を審査し認証する。</p> <p>b) 団体審査・認証：「ASIAGAP 団体事務局用 管理点と適合基準」 (最新版)及び「ASIAGAP 農場用 管理点と適合基準」 (最新版)との適合性を審査し認証する。</p>	<p>7.1 ASIAGAPの審査・認証</p> <p>(1) 審査・認証の種類</p> <p>ASIAGAPには下記の審査・認証がある。</p> <p>a) 個別審査・認証：「ASIAGAP 農場用 管理点と適合基準」への適合性を審査し認証する。</p> <p>b) 団体審査・認証：「ASIAGAP 団体事務局用 管理点と適合基準」と「ASIAGAP 農場用 管理点と適合基準」への適合性を審査し認証する。</p>	<p>GFSIベンチマーク要求事項に、審査基準の版の明記が要求されているため、明確化した。</p>

No.	改定案	現行 (2017)	改定の趣旨																		
10	<p>7. ASIAGAP審査・認証の基本</p> <p>7.1 ASIAGAPの審査・認証</p> <p>(3) 審査工数</p> <p>a) 標準審査工数を1日とする。審査工数の算出基準は、付属書2に定める。</p> <p>b) 審査工数の算出にあたり、審査・認証機関は、農場・団体の審査歴、従業員数、品目数、農産物取扱い施設数、生産工程の複雑性、農場及び／又は施設の位置及び規模、外部委託の有無、管理の一元性等を考慮しなければならない。7.1(3)に定める標準審査工数から逸脱する場合、審査・認証機関は、その審査工数の正当性を裏付ける根拠を記録し、その根拠を協会に提供しなければならない。審査工数に疑義が見つかった場合、協会は、認証機関に説明を求め、改善を要求する。</p>	<p>7. ASIAGAP 審査・認証の基本</p> <p>7.1 ASIAGAP の審査・認証</p> <p>(3) 標準審査時間</p> <p>標準的な審査時間を下記に示す。審査・認証機関は、審査時間を設定する場合には、審査履歴、一元的な管理体制かどうか、品目数、生産工程の複雑さ、圃場や施設の立地、従業員数、団体認証の場合の団体事務局と農場との役割分担等を勘案して設定する必要がある。</p> <p>審査・認証機関は標準審査時間から逸脱する場合には、その理由を明確にしておかなければならない。</p> <p>日本GAP協会は標準審査時間を遵守している、あるいは標準審査時間から逸脱した理由を確認するために審査・認証機関から必要な文書を請求することができる。問題が発見された場合、日本GAP協会は審査・認証機関に対し勧告・指導を行う。1日の審査時間は原則8時間とする。</p> <p>a) 個別審査</p> <table border="1" data-bbox="994 767 1832 1010"> <thead> <tr> <th>農産物[Ⓐ]</th> <th>生産工程カテゴリー[Ⓐ]</th> <th>標準審査時間[Ⓐ]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">青果物[Ⓐ]</td> <td>青果物（栽培・収穫）[Ⓐ]</td> <td>4～6時間[Ⓐ]</td> </tr> <tr> <td>青果物（栽培・収穫・取扱い）[Ⓐ]</td> <td>6～10時間[Ⓐ]</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">穀物[Ⓐ]</td> <td>穀物（栽培・収穫）[Ⓐ]</td> <td>4～6時間[Ⓐ]</td> </tr> <tr> <td>穀物（栽培・収穫・取扱い）[Ⓐ]</td> <td>6～10時間[Ⓐ]</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">茶[Ⓐ]</td> <td>茶（栽培・摘採）[Ⓐ]</td> <td>4～6時間[Ⓐ]</td> </tr> <tr> <td>茶（栽培・摘採・取扱い）[Ⓐ]</td> <td>8～12時間[Ⓐ]</td> </tr> </tbody> </table> <p>b) 団体審査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・団体事務局 → 6～10時間（農場との役割分担の程度による） ・農場/農産物取扱い施設 → 3～6時間（団体事務局との役割分担の程度による） 	農産物 [Ⓐ]	生産工程カテゴリー [Ⓐ]	標準審査時間 [Ⓐ]	青果物 [Ⓐ]	青果物（栽培・収穫） [Ⓐ]	4～6時間 [Ⓐ]	青果物（栽培・収穫・取扱い） [Ⓐ]	6～10時間 [Ⓐ]	穀物 [Ⓐ]	穀物（栽培・収穫） [Ⓐ]	4～6時間 [Ⓐ]	穀物（栽培・収穫・取扱い） [Ⓐ]	6～10時間 [Ⓐ]	茶 [Ⓐ]	茶（栽培・摘採） [Ⓐ]	4～6時間 [Ⓐ]	茶（栽培・摘採・取扱い） [Ⓐ]	8～12時間 [Ⓐ]	<p>GFSIベンチマーク要求事項（BRV7.1 PartII 2.5.7）に、栽培・収穫の工程（BIまたはBII）の審査は、1日でなければいけないとの要求があり、明記していないとの指摘を受けた。そのため、標準審査工数を1日と規定した。</p> <p>また、審査工数を決定した根拠についても、求められているため、審査工数の正当性を裏付ける根拠の記録と根拠を協会に提出しなくてはならないことを規定した。</p> <p>加えて、付属書2 審査工数算定基準を新たに示した。</p>
農産物 [Ⓐ]	生産工程カテゴリー [Ⓐ]	標準審査時間 [Ⓐ]																			
青果物 [Ⓐ]	青果物（栽培・収穫） [Ⓐ]	4～6時間 [Ⓐ]																			
	青果物（栽培・収穫・取扱い） [Ⓐ]	6～10時間 [Ⓐ]																			
穀物 [Ⓐ]	穀物（栽培・収穫） [Ⓐ]	4～6時間 [Ⓐ]																			
	穀物（栽培・収穫・取扱い） [Ⓐ]	6～10時間 [Ⓐ]																			
茶 [Ⓐ]	茶（栽培・摘採） [Ⓐ]	4～6時間 [Ⓐ]																			
	茶（栽培・摘採・取扱い） [Ⓐ]	8～12時間 [Ⓐ]																			

No.	改定案	現行 (2017)	改定の趣旨
11	<p>7.2 ASIAGAP認証が求める基準への適合性</p> <p>(1) 「ASIAGAP 農場用 管理点と適合基準」または「ASIAGAP 団体事務局用 管理点と適合基準」のすべての管理点が、毎年審査されなければならない。各管理点の審査結果が、「該当外」「適合」「不適合」のいずれかに決定される。</p> <p>(略)</p>	<p>7.2 ASIAGAP認証が求める基準への適合性</p> <p>(1) 「ASIAGAP 農場用 管理点と適合基準」または「ASIAGAP 団体事務局用 管理点と適合基準」の管理点はすべて審査され、それぞれの結果が「該当外」「適合」「不適合」のいずれかに決定される。</p> <p>(略)</p>	<p>GFSIベンチマーク要求事項 (BRV7.1 PartII 2.5.1) にすべての管理点について毎年審査を行うことが要求されており、明記されていない旨の指摘があり、全ての管理点を毎年審査することを規定した。</p>
12	<p>7.2 ASIAGAP認証が求める基準への適合性</p> <p>(3) 是正処置の結果に基づいてテクニカルレビューアーが審査結果をレビューし、下記の適合性が確認された場合に、審査・認証機関が判定した上で、認証が与えられる。</p> <p>(略)</p>	<p>7.2 ASIAGAP認証が求める基準への適合性</p> <p>(3) 審査の結果、下記の適合性が確認された場合に認証が与えられる。</p> <p>(略)</p>	<p>認証が与えられるまでの過程が不明確であったため、明確にした。</p>



No.	改定案	現行（2017）	改定の趣旨
13	<p>7.3 審査のタイミングと条件</p> <p>審査は、初回審査 → 維持審査 → 更新審査 → 維持審査 → 更新審査 …… というサイクルで実施する。審査・認証機関は、少なくとも年1回、認証農場・団体の生産カテゴリーすべての管理点について審査を実施しなければならない。審査のタイミングを決定するにあたっては、審査履歴、農産物の季節性、生産量の増大の有無、組織の変化、生産技術または農産物の種類の変化を考慮しなければならない。その他の各審査条件を次の各号に定める。</p> <p>（略）</p> <p>(2) 維持審査</p> <p>維持審査は、初回審査または前回の更新審査から次回の更新審査までの間、認証農場・団体が継続して認証の基準を満たす運営ができていないかを評価する審査である。</p> <p>維持審査では、審査申込書に記載のある農産物のうち、1種類以上の品目が審査時に存在中であること。審査・認証機関は、食品安全リスクの高いプロセス及び農場・団体にとって重要と認められるプロセスについて現場で確認しなければならない。</p> <p>（略）</p> <p>(3)更新審査</p> <p>更新審査は、前回の維持審査から今回の更新審査までの間、認証農場・団体が継続して認証の基準を満たす運営ができていないかを評価するとともに、認証の有効期間内の活動を総合的に評価する審査である。</p> <p>更新審査では、審査申込書に記載のある農産物のうち、1種類以上の品目が審査時に存在中であること。</p>	<p>7.3 審査のタイミングと条件</p> <p>審査は、初回審査 → 維持審査 → 更新審査 → 維持審査 → 更新審査 …… というサイクルで実施する。審査の頻度はすべての農産物において原則年1回である。下記に審査のタイミングと条件を定める。</p> <p>（略）</p> <p>(2) 維持審査</p> <p>維持審査は、初回審査または前回の更新審査から次回の更新審査までの間、認証農場・団体が継続して認証の基準を満たす運営ができていないかを評価する審査である。</p> <p>維持審査では、審査申込書に記載のある農産物のうち、1種類以上の品目が審査時に存在中であることを必須とする。ただし、食品安全リスクが高い工程をはじめ、農場・団体にとって特に重要な生産工程であると審査・認証機関が判断する生産工程の現場確認を原則とする。この現場確認のタイミングにより1年に1回の審査とならない場合には、審査・認証機関はその根拠を記録しておかなければならない。</p> <p>（略）</p> <p>(3) 更新審査</p> <p>更新審査は、前回の維持審査から今回の更新審査までの間、認証農場・団体が継続して認証の基準を満たす運営ができていないかを評価するとともに、これまでの有効期限内の活動を総合的に評価する審査である。この審査の終了後、有効期限が更新され、新たな認証書が発行される。有効期限は元の有効期限の次の日から2年間となる。</p> <p>更新審査は、審査で見えられた不適合の是正処置に要する期間及び判定に要する期間を考慮し、原則として有効期限の6か月前から実施可能である。更新審査では、審査申込書に記載のある農産物のうち、1種類以上の品目が審査時に存在中であることを原則とする。</p>	<p>GFSI承認審査において、「原則」という表現について、曖昧であるとの指摘を受け、修正した。必ず年1回は審査が必要であり、1回の審査を2回に分割することも可能ということから「少なくとも年1回」とした。審査時に1種類以上の品目が存在中の要求についても原則という表現を削除した。</p>

No.	改定案	現行 (2017)	改定の趣旨
14	<p>8. ASIAGAP審査・認証の流れと認証後の管理</p> <p>8.4 審査結果のレビュー、判定及び認証書の発行</p> <p>(3) 審査・認証機関は、原則として、以下の期限内に判定をしなければならない。</p> <p>a) 是正処置を要する不適合の指摘がなかった場合 審査終了日から3週間以内</p> <p>b) 是正処置を要する不適合の指摘をした場合 審査員が農場・団体から提出された是正報告書の内容を確認し、それを了承した後、3週間以内</p> <p>やむをえない理由により上記a)またはb)の期限を超えて判定を行う場合、審査・認証機関は、その根拠を記録しておかなければならない。</p> <p>(4) 認証書の発行は、判定をした審査・認証機関が行わなければならない。認証書の発行にあたっては、付属書3の様式を参照するものとする。</p>	<p>8. ASIAGAP審査・認証の流れと認証後の管理</p> <p>8.4 審査結果のレビュー及び判定</p> <p>(3) 認証書の発行は認証判定を実施した審査・認証機関が行う。</p> <p>(4) 認証の判定は是正完了後速やかに行う。</p>	<p>(3)、(4)の順番を審査・認証の流れに沿って、入れ替えた。</p> <p>年に1回の審査が実現できるように、判定を実施する期限を(3)に明記した。</p>
15	<p>8.5 登録・情報公開</p> <p>審査・認証機関は、ASIAGAP認証農場・団体の登録内容を直ちに日本GAP協会に報告しなければならない。日本GAP協会は、ASIAGAP認証農場・団体に関する登録情報をデータベースシステムに反映し管理する。このデータベースシステムに組み入れるデータとしてGFSIベンチマーキング要求事項に基づく審査員数・認証数・認証を取り消された農場数を含む。日本GAP協会はウェブサイトで認証農場・団体の名前及び認証農産物を公開する。</p>	<p>8.5 登録・情報公開</p> <p>審査・認証機関は、ASIAGAP認証農場・団体の登録内容を日本GAP協会に報告する。日本GAP協会はASIAGAP認証農場・団体の登録内容をデータベースシステムで管理する。このデータベースシステムに組み入れるデータとしてGFSIベンチマーキング要求事項及び審査員数・認証数・認証からはずされた農場数を含む。日本GAP協会はウェブサイトで認証農場・団体の名前及び認証農産物を公開する。</p>	<p>GFSI承認審査において、GFSIベンチマーク要求事項(BRV7.1 PartII 2.8.1)に基づき、「認証の一時停止、取消しの情報は速やかに報告され、かつ、認証の公表情報が更新されることが必要。」との指摘を受け、修正をした。</p>

No.	改定案	現行 (2017)	改定の趣旨
16	<p>8.10 非通知審査</p> <p>(1) 非通知審査は、認証農場・団体がASIAGAP認証の基準に適合した管理を実施していることを検証するために有効なものである。認証農場・団体は、維持審査及び更新審査の際、非通知審査を選択する権利を有する。</p> <p>(2) 審査・認証機関は、認証団体・農場の初回審査、維持審査及び更新審査実施後に、毎回、非通知審査について認証農場・団体に説明し、農場・団体が非通知審査を選択する場合には、書面による合意を得ておかなければならない。</p> <p>(3) 審査・認証機関は、非通知審査の実施に合意した認証農場・団体に対し、非通知審査の実施前48時間以内に通告しなければならない。認証農場・団体は、48時間以内に非通知審査を受け入れることができない正当な理由がある場合、非通知審査の実施時期を変更するか、または、通知審査に切り替えることを審査・認証機関に申し出ることができる。この正当な理由には、関係する従業員が病欠の場合や、非通知審査実施時点で圃場に審査対象品目が存在しない場合が含まれる。</p> <p>(4) 非通知審査の実施にあたり、認証農場・団体が審査申込書を提出する必要はない。審査・認証機関は、前回審査の結果を考慮して、審査計画を立案しなければならない。審査・認証機関は、審査計画を事前に認証農場・団体に通知してはならない。</p> <p>(5) 審査・認証機関は、非通知審査の実施後、日本GAP協会に実施状況を報告しなければならない。</p>	<p>8.10 無通知審査</p> <p>(1) 審査・認証機関は認証農場・団体が常に一定のASIAGAP品質を保っていることを確認するために認証農場・団体に対し、通常の審査とは別にサンプリングで無通知の審査を行う。</p> <p>(2) 無通知審査のサンプリング数はインテグリティプログラムに基づき年1回の日本GAP協会と各審査・認証機関の協議の上決定する。</p> <p>(3) 審査・認証機関は選定された農場に対し、審査前48時間以内に通告する。やむを得ない事情がない限り、農場・団体は無通知審査を拒否することはできない。</p> <p>(4) 認証団体・農場と審査・認証機関の間で合意が取れた場合、審査・認証機関は当該農場の次の維持審査あるいは更新審査を無通知審査とすることができる。（*注記1）</p> <p>(5) 審査・認証機関は、無通知審査を計画した場合、通常のお知らせのように「審査申込書」を受領する必要はないが、月に1回無通知審査の実施状況を日本GAP協会に報告する必要がある。</p> <p>(6) 審査・認証機関は、審査計画から認証判定までの一連の審査プログラムにおいて、上記(1)～(5)の無通知審査特有の方法を除き、原則として本規則8.2から本規則8.4の手順を踏襲する。</p> <p>(7) 審査・認証機関は、審査計画から認証判定までの一連の審査プログラムにおいて、無通知審査であることが分かる識別管理を実施する必要がある。</p> <p>（*注記）合意が取れなかった場合も無通知審査の対象になる。その場合の無通知審査は維持審査あるいは更新審査の対象とはならない。この場合の無通知審査は重点的に確認したい項目のみを審査してよいが、審査時間は、個別認証農場の場合には最低3時間、団体認証の場合には団体事務局で最低2時間、1農場で最低2時間、1農産物取扱い施設で最低1時間とする。この場合の審査・認証の費用は、審査・認証機関において負担する。</p>	<p>GFSI承認審査において、GFSIベンチマーク要求事項(BRV7.1 PartII 2.5.5)に基づき、「非通知審査は農場が任意で選択できるものであることが明記されていない。」との指摘を受けたため、検討の結果、非通知審査は農場が選択できるものであると整理をし、修正した。</p> <p>無通知審査から、非通知審査に表現を改めた。</p>

No.	改定案	現行 (2017)	改定の趣旨
17	<p>9. 農場・団体の権利と義務及び認証取消し</p> <p>9.3 認証の一時停止・取消し</p> <p>(1) 審査・認証機関は、次の各号に掲げる事由が認められる場合、農場・団体に対して、文書により、相当期限内に是正処置を講じるよう勧告しなければならない。その是正期限は原則として4週間とする。</p> <p>a) 農場のルール違反の指摘が発生しているにもかかわらず、農場・団体が適切な是正処置を取る意思がない場合、または3か月以上放置されていることが確認された場合</p> <p>b) 内部監査の結果、所属する農場に必須項目の不適合が発見されているにもかかわらず、団体及び農場が適切な是正処置を取る意思がない場合、その農場を団体から除名しない場合、または3か月以上放置されていることが確認された場合</p> <p>c) 農場・団体が、審査・認証に関する規定の料金を支払わない場合</p> <p>d) その他、農場・団体が、ASIAGAP の認証にふさわしくない行為を行ったと判断された場合</p> <p>(2) 審査・認証機関は、次の各号に掲げる事由が認められる場合、是正勧告をせずに農場・団体の認証を即時に取消すことができる。</p> <p>a) 農場・団体が会社更生、破産、民事再生等の申立てを受け、または、自らその申立てをしたとき、手形の不渡り処分、公租公課の滞納処分、または、差押等の強制執行を受けたとき、もしくはそれに準ずる事由の発生した場合</p> <p>b) 審査を担当した審査員と農場・団体との間に不適切な関係（利益相反関係等）があることが判明し、審査結果が信頼できないと判断された場合</p> <p>c) 審査・認証機関が適切に次の審査申込みを促したにもかかわらず、農場・団体から審査の申込みまたは意思表示がなく（他の審査・認証機関に認証が移転された場合は除く）、本規則7.3 で規定されている審査のタイミングまでに審査が実施できなかった場合（*注記）。</p> <p>(略)</p>	<p>9. 農場・団体の権利と義務及び認証取消し</p> <p>9.3 認証の一時停止・取消し</p> <p>農場・団体は、下記の場合において認証が取消されることがある。取消しの判断は審査・認証機関が行う。判断には、臨時審査（本規則8.9参照）を伴う場合がある。認証取消しの前に、審査・認証機関は農場・団体に対して文書による警告を行うことが望ましいが、即時取消しも可能である。警告は認証取消しの4週間前に行われるが、警告を受けている間は認証一時停止となり、ASIAGAPマークの使用についても許可を停止する。審査・認証機関は、認証の一時停止、一時停止解除及び認証取消しについての情報を日本GAP協会に連絡する。日本GAP協会は、これまで登録されている農場・団体の認証状態を常に最新の情報として管理する。認証を取り消された農場・団体は取り消しの日から5年間は新規の審査申込みをすることができない。認証取消しについて、取消し事由が悪質であり、社会的な信頼に関わる場合については、日本GAP協会のウェブサイト上で公告を行い、農場・団体に対して刑事告訴、賠償請求等の法的手段をとる場合がある。</p> <p>(1) 農場のルール違反の指摘が発生しているにもかかわらず、適切な是正処置を取る意思がないまたは3か月以上放置されていることが確認された場合</p> <p>(2) 内部監査の結果、所属する農場に必須項目の不適合が発見されているにもかかわらず、団体及び農場が適切な是正処置を取る意思がない場合、その農場を団体から除名しない場合、または3か月以上放置されていることが確認された場合</p> <p>(3) 原産地表示違反に関する違反などの不適切な販売方法等により消費者の信頼を裏切り、または、農業関連法規、食品関連法規、環境関連法規、労働法規その他法令に違反し、ASIAGAPの認証にふさわしくないと判断された場合</p> <p>(4) 審査・認証に関する規定の料金を支払わない場合</p>	<p>認証取り消しについて、是正の猶予をもたせたものと即時取り消しのものに明確に振り分けた。</p>

No.	改定案	現行（2017）	改定の趣旨
	<p>(3) 審査・認証機関は、認証の一時停止または取消について判断するために、臨時審査（本規則8.9参照）を実施することができる。</p> <p>(4) 上記(1)の是正期間内、認証は一時停止となる。農場・団体は、是正期間中、ASIAGAPマークの使用も停止しなければならない。</p> <p>(5) 審査・認証機関は、認証の一時停止及び取消の決定後、直ちに日本GAP協会に連絡しなければならない。日本GAP協会は、全登録農場・団体の認証ステータスを定期的に更新しなければならない。認証を取り消された農場・団体は、取消の日から5年間、新規の審査・認証を申請することができない。</p> <p>認証取消しについて、取消し事由が悪質であり、社会的な信頼に関わる場合については、日本GAP協会のウェブサイト上で公告を行い、農場・団体に対して刑事告訴、賠償請求等の法的手段をとる場合がある。</p>	<p>(5) 農場・団体が会社更生、破産、民事再生等の申立てを受け、または、自らその申立てをしたとき、手形の不渡り処分、公租公課の滞納処分、または、差押等の強制執行を受けたとき、もしくはそれに準ずる事由の発生した場合</p> <p>(6) 審査を担当した審査員との不適切な関係が原因で、審査結果が信頼できないと判断された場合</p> <p>(7) 審査・認証機関が適切に次回の審査申込みを促したにも関わらず、農場・団体から審査の申込みまたは意思表示が無く（他の審査・認証機関へ移行した場合は除く）、本規則7.3で規定されている審査のタイミングまでに審査が実施できなかった場合（*注記）。</p> <p>（*注記）審査・認証機関の判断により、有効期限が切れる前に臨時審査を行うことも可能である。有効期限を過ぎている場合には、認証の取消しとなる。</p> <p>(8) 臨時審査（本規則8.9）又は無通知審査（本規則8.10）を拒み続けている場合</p>	

No.	改定案	現行 (2017)	改定の趣旨
18	<p>1 0. ASIAGAPの認証に関する表示</p> <p>ASIAGAPには、認証プログラムロゴ及び認証農場マークの2種類のロゴマークがある。</p> <p>ASIAGAPロゴマークは、消費者向け農産物ブランドではなく、その農産物を生産した農場・団体が導入している経営管理の手法を伝えるものである。</p> <p>ASIAGAPロゴマークは、認証商品が特定の食品安全基準を満たすことを示すようなかたちで使われてはならない。</p> <p>10.1 ASIAGAP認証プログラムロゴ</p> <p>ASIAGAP 認証プログラムロゴは、食品安全、環境保全、労働安全、人権と福祉に配慮した農場管理を行う認証農場・認証団体であることを表すロゴであり、日本GAP協会が商標登録を申請中のものである。</p>  <p>10.2 ASIAGAP認証農場マーク</p> <p>ASIAGAP認証農場マークは、認証農場・認証団体またはASIAGAP認証農産物であることを示すものであり、認証農場・認証団体が日本GAP協会から許諾を受けて表示することができる。ASIAGAP認証農場マークには、本規則8.1(6)で付与された登録番号が含まれる。ASIAGAP認証農場マークは次のとおりである。</p> 	<p>1 0. ASIAGAPの認証に関する表示</p> <p>10.1 ASIAGAPマークとは (略)</p> <p>10.2 ASIAGAPマークの種類と使用許諾範囲、表示方法 (略)</p> <p>10.2.1 ASIAGAP認証農場マーク (略)</p> <p>10.2.2 ASIAGAP農産物使用マーク (略)</p> <p>10.3 ASIAGAPマークの使用者の権利と義務 (略)</p> <p>10.4 ASIAGAPマークの詳細な使用方法 (略)</p> <p>10.5 使用許諾の流れ (略)</p> <p>10.6 ASIAGAPマークを表示した商品デザインの報告義務 (略)</p> <p>10.7 ASIAGAPマークを使用しないASIAGAPの認証に関する表示 (略)</p>	<p>GFSIベンチマーク要求事項(BRV7.1 PartII 1.1.15)に基づき、「ASIAGAPロゴマークは、認証商品が特定の食品安全基準を満たすことを示すようなかたちで使われてはならない。」と明記した。</p> <p>また、認証農場の農産物を原料に使用した商品に使うことができる農産物使用マークについては、総合規則で規定しないこととした。</p> <p>上記に伴い、10章の内容を整理した。</p> <p>10.1にASIAGAP認証プログラムロゴについて、新たに規定した。</p>

No.	改定案	現行（2017）	改定の趣旨
	<p>10.3 ASIAGAP認証農場マーク使用者の権利及び義務</p> <p>認証農場・認証団体は、本規則および別途定める「ASIAGAPロゴマーク使用の細則」に基づいて、日本GAP協会に対してASIAGAP認証農場マークの使用許諾を申請し、ASIAGAP認証農場マークの使用権を取得することができる。通常使用権を得た認証農場・認証団体（以下、「使用者」という）は、本規則及び上記細則に基づき、ASIAGAP認証農場マークを使用する。使用者は、本規則及び上記細則のほか、商標法、不正競争防止法、不当景品類及び不当表示防止法その他の関係法令を遵守しなければならない。使用者が定めに反する使用をした場合、日本GAP協会は、当該使用者に対して、使用差止、損害賠償請求、刑事告訴を含めた法的措置をとることがある。次の各号の者に対しては、ASIAGAP認証農場マークの使用を許諾しない。</p> <p>(1) ASIAGAPに認証されていない農場・団体、認証の有効期間満了後に認証が更新されていない農場・団体</p> <p>(2) 日本GAP協会の監査によりASIAGAP認証農場マークの不正行為が発覚した使用者</p> <p>(3) 過去5年以内にASIAGAP農場マークの使用許諾が取り消されたことがある者</p> <p>(4) 過去の法令違反等により日本GAP協会が使用者として相応しくないと判断した者</p> <p>10.4 ASIAGAP認証農場マークの詳細な使用方法</p> <p>ASIAGAP認証農場マークは日本GAP協会が提供した状態で使用することとし、文言や形の変更は認めない。大きさの変更は認める。その他の詳細な使用方法については「ASIAGAPロゴマーク使用の細則」に従う。</p>		

No.	改定案	現行 (2017)	改定の趣旨
19	1 1. ASIAGAP審査員及びテクニカルレビューアー	1 1. ASIAGAP審査員	審査から認証までの過程を整理する中で、テクニカルレビューアーを位置付けたため、11章に明記した。
20	<p>11.1.2 上級審査員の登録要件</p> <p>審査・認証機関は、上級審査員が、審査員の登録要件及び次に掲げる登録要件を満たしていることを確認し、日本GAP協会に登録を申請しなければならない。</p> <p>(1) 下記のいずれかの研修を修了し、試験に合格すること</p> <p>a) IRCA/JRCA/RABの承認の品質または食品安全マネジメントシステム審査員研修コース (40時間以上)</p> <p>b) 日本GAP協会の認める品質または食品安全マネジメントシステム審査員研修コース (40時間以上)</p> <p>(2) 農場の審査15件以上及び上級審査員または日本GAP協会が上級審査員と同等と認めた者の立会いにより相応の力量があると確認された団体事務局の審査2件以上の実施記録</p>	<p>11.1.4 上級審査員の登録要件</p> <p>上級審査員は、審査員の登録要件に加え、下記の要件を満たしていることを審査・認証機関が確認し、日本GAP協会に登録する。</p> <p>(1) 下記いずれかの研修の合格</p> <p>a) IRCA/JRCA/RABの承認の品質または食品安全マネジメントシステム審査員研修コース (40時間以上)</p> <p>b) 日本GAP協会の認める品質または食品安全マネジメントシステム審査員研修コース (40時間以上)</p> <p>(2) 農場の審査15件以上及び上級審査員または日本GAP協会が上級審査員と同等と認めた者の立会いにより相応の力量が確認された団体事務局の審査2件以上の実施記録</p>	11.1.1に合わせ、上級審査員、審査員、審査員補、の順番に並べ替えた。
21	<p>11.1.3 審査員の登録要件</p> <p>審査・認証機関は、審査員が、審査員補の登録要件及び次に掲げる登録要件を満たしていることを確認し、日本GAP協会に登録を申請しなければならない。</p> <p>(1) CODEX委員会の食品衛生の一般原則に基づく一般衛生管理とHACCPの教育・訓練コース (最低2日間) 修了</p> <p>(2) 審査員または上級審査員の立会いにより相応の力量があると確認された個別審査または団体審査における農場の審査5件以上かつ審査日数10日以上の実施記録</p>	<p>11.1.3 審査員の登録要件</p> <p>審査員は、審査員補の登録要件に加え、下記の要件を満たしていることを審査・認証機関が確認し、日本GAP協会に登録する。</p> <p>(1) 日本GAP協会承認 ASIAGAP内部監査員研修 合格</p> <p>(2) CODEX委員会の食品衛生の一般原則に基づく一般衛生管理とHACCPの教育・訓練コース (最低2日間) 修了</p> <p>(3) 審査員または上級審査員の立会いにより相応の力量が確認された個別審査または団体審査における農場の審査5件以上かつ審査日数10日以上の実施記録</p>	内部監査員研修 (団体認証研修) については内容的に審査員研修の前に受講することが望ましいとの判断から審査員補の要件に移動した。

No.	改定案	現行 (2017)	改定の趣旨
22	<p>11.1.4 審査員補の登録要件 審査・認証機関は、審査員補が、次に掲げる登録要件を満たしていることを確認し、生産工程カテゴリーごとに日本GAP協会に登録を申請しなければならない。</p> <p>(1) 「審査員経歴基準」 (巻末別表) への適合 (2) 日本GAP協会承認 ASIAGAP指導員基礎研修 (2日間コース) 合格 (3) 日本GAP協会承認 ASIAGAP団体認証研修 合格 (4) 日本GAP協会承認 ASIAGAP審査員研修 (3日間コース) 合格</p>	<p>11.1.2 審査員補の登録要件 審査員補は、下記の要件を満たしていることを審査・認証機関が確認し、「生産工程カテゴリー」ごとに日本GAP協会に登録する。</p> <p>(1) 「審査員経歴基準」 (巻末別表) への適合 (2) 日本GAP協会承認 ASIAGAP指導員基礎研修 合格 (3) 日本GAP協会承認 ASIAGAP審査員研修 合格</p>	<p>(3)団体認証研修を審査員の要件から、審査員補の要件とした。 また、団体認証の審査員研修であるにも関わらず、「内部監査員研修」という名称では、研修目的が分かりづらいとGFSI承認審査で指摘を受けたため、「団体認証研修」と名称を改めた。</p>
23	<p>11.1.5 上級審査員、審査員の登録の継続 (略)</p> <p>(2) ASIAGAP審査 5つの異なる組織で年5件以上。上級審査員は、これに加えて団体事務局の審査2件以上 (略)</p>	<p>11.1.5 上級審査員、審査員の登録の継続 (略)</p> <p>(2) 農場の審査 5つの異なる組織で年5件以上。上級審査員は、これに加えて団体事務局の審査2件以上 (略)</p>	<p>GFSIベンチマーク要求事項では、自スキームでの審査を要求しているが、ASIAGAP以外の他スキームでの審査でも良いとの誤解をうむ表現であるため、修正した。</p>
24	<p>11.4 テクニカルレビューアー テクニカルレビューアーは、審査の結果をレビューする者であり、ASIAGAP認証プログラムを技術的に理解し、公平かつ的確に審査報告書の内容を評価できなければならない。</p>	-	<p>審査の結果をレビューする者についての言及がなかったため追加した。</p>
25	<p>13.1 認定機関の要件と認定業務 (4) 日本GAP協会と契約した認定機関は、認定業務に関する契約を締結し、認定取得・保留・取消し等について審査・認証機関と事前に対話し、その最新情報を日本GAP協会に報告する。</p>	<p>13.1 認定機関の要件と認定業務 (4) 認定機関は、日本GAP協会と締結した認定業務に関する契約に基づき、認定取得・保留・撤回等について事前に対話し、その最新情報を日本GAP協会に報告する。</p>	<p>GFSI承認申請の過程で明らかになった要求事項の意図を明確にするため、記述を改めた。</p>

No.	改定案	現行 (2017)	改定の趣旨
26	<p>13.2 審査・認証機関の要件</p> <p>(2) 審査・認証機関は、審査・認証業務に関して認定機関及び日本GAP協会と契約を締結する。審査・認証機関は、下記の要件を満たさなければならない。</p> <p>a) 審査・認証機関が組織内の管理、業務、専門性、及び監査のすべての役割を果たす十分な力量を備えた人材を採用しなければならない。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 認定機関は、審査・認証機関を非差別的に受付け、下記の要件を満たした機関を審査・認証機関として認定する。認定に関する詳細な内容は、認定機関の定める認定に関する実施要領に従う。</p> <p>(略)</p> <p>e) 審査・認証機関は、審査結果のレビューを行う力量を有する者を1名以上有しており、その者がレビューを行っていること。審査結果のレビューを行う力量を有する者とは、上級審査員の力量を有する者をさす。11.4参照。</p> <p>(略)</p>	<p>13.2 審査・認証機関の認定要件</p> <p>(2) 審査・認証機関は、審査・認証業務に関して認定機関及び日本GAP協会と契約を締結する。日本GAP協会と審査・認証機関との間で交わされた契約に下記の項目を含めなければならない。</p> <p>a) 審査・認証機関が組織内の管理、業務、専門性、および監査のすべての役割を果たす十分な力量を備えた人材を雇用しなければならない。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 認定機関は審査・認証機関を非差別的に受付け、下記の要件を満たした機関を審査・認証機関として認定する。認定に関する詳細な内容は、認定機関の定める認定に関する実施要領に従う。</p> <p>(略)</p> <p>e) 審査結果のレビューを行う力量を有する者を1名以上有しており、その者がレビューを行っていること。審査結果のレビューを行う力量を有する者とは、上級審査員の力量を有する者をさす。</p> <p>(略)</p>	<p>要求事項として記載されている内容のすべてが、審査・認証機関との契約書内に網羅されるべき内容ではない為、表現を改めた。</p> <p>より適切な表現にするため、「雇用」を「採用」に改めた。</p>

No.	改定案	現行 (2017)	改定の趣旨
27	<p>1 6. 苦情対応、利害関係者の意見集約及びスキームの見直し</p> <p>16.4 インテグリティプログラム</p> <p>(3) 審査・認証機関に対する意見集約・調査</p> <p>日本GAP協会は、「ASIAGAP運用に関するインテグリティプログラム実施手順」に基づき、審査・認証機関から必要な情報を入手し、審査・認証機関の認証活動の適切性を分析しなければならない。</p> <p>日本GAP協会は、認定機関から認定機関の裁量で対応ができない悪質な審査・認証機関についての報告があった場合、直接当該の審査・認証機関へ状況を確認し（訪問を含む）、場合によっては認定機関に指示して認定の一時停止や取消しについて協議する。</p>	<p>1 6. 苦情対応、利害関係者の意見集約及びスキームの見直し</p> <p>16.4 インテグリティプログラム</p> <p>(3) 審査・認証機関に対する意見集約・調査</p> <p>日本GAP協会は審査・認証機関と定期的な会合を持ち、最新の審査・認証状況について報告を受ける。報告には、認証数とその増減（他の機関からの移転を含む）、審査員数とその増減、実施が遅れている審査の数、投入された審査工数、審査員一人あたりの審査工数等の基本的な情報、並びに審査・認証機関の臨時審査（本規則8.9）及び無通知審査（本規則8.10）の報告内容を含む。必要に応じて審査・認証機関が実施する農場・団体審査に同行する。</p> <p>日本GAP協会は、認定機関から認定機関の裁量で対応ができない悪質な審査・認証機関についての報告があった場合、直接当該の審査・認証機関へ状況を確認し（訪問を含む）、場合によっては認定機関に指示して認定の一時停止や取り消しについて協議する。</p>	<p>インテグリティプログラムの運用手順を別途、定めることとし、本16.4項では具体的な分析対象等について記載しないこととした。</p>
28	<p>付属書2：審査工数算出基準</p>	<p>—</p>	<p>GFSIベンチマーク要求事項(BRV7.1 PartII 2.5.7)に基づき、新たに示した。</p>
29	<p>付属書3：ASIAGAP認証書（ひな形）</p>	<p>—</p>	<p>GFSIベンチマーク要求事項(BRV7.1 PartII 2.7.5)に基づき、新たに示した。</p>